

意見書案第2号

生活保護を必要な人が必要な時に受けられるよう制度の見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月 4日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸 裕美子

〃 〃 細谷 典男

〃 〃 遠山 智恵子

## 生活保護を必要な人が必要な時に受けられるよう制度の見直しを求める意見書（案）

厚生労働省は2021年1月6日、昨年10月分の生活保護申請は1万8621件で、前年同月と比べ1.8%（335件）増えたと発表しました。コロナ禍の影響で仕事や住まいを失い、生活保護申請は増え続けていると思われませんが、依然として、日本は先進国に比べ生活保護の捕捉率は低いままです。日本弁護士連合会の調査によりますと、2018年度の捕捉率は韓国60%、イギリス87%、ドイツ85%、フランス90%に対し、日本はわずか19.7%にとどまっています。

日本の捕捉率が国際的に群を抜いて低い状況である理由には、生活保護は恥だとする風潮や、親族への扶養照会など申請を躊躇させる手続きなどがあります。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、生活困窮者が増加する中、昨年12月、厚労省はウェブサイトに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずご相談ください」とアップしました。しかし、申請を躊躇させる事象そのものを変えなければ、今後も「ためらわずに相談すること」は期待できません。

扶養照会については、生活保護法第4条2項に定める「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」に基づいていますが、必ず行わなければ保護決定できない、扶養照会が完了しないと保護決定できないものではありません。しかし、運用として扶養照会をほぼ義務化している自治体もあり、そのことが、家族関係の悪化を恐れる方や既に絶縁状態にある方々にとっては、保護申請への非常に高いハードルとなっています。相当の理由が認められる場合は扶養照会しなくてもよいということが、各自治体の共通認識となる必要があります。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を強く求めるものです。

### 記

- 1 扶養照会は、保護決定の際の絶対条件ではないことを、明確に各自治体に通知すること。
- 2 生活保護を必要とする全ての人々が安心して利用できる制度として強化すること。
- 3 引下げが続いている生活保護基準の引上げを図ること。
- 4 制定当時から社会が著しく変化しており、実態に合わなくなっている生活保護法に係る民法の条文改正（民法第877条（扶養義務者））を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣